

# 歯科特殊健康診断個人票

健康診断実施日

事業所名	所在地
フリガナ	生年月日 年 月 日
氏名	性別 男性 ・ 女性
業務期間	雇入年月日 年 月 日

作業内容	
取扱い物質	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん その他取扱い物質 ( )
取扱時間	一連続作業時間 ( ) 分、時間
	取扱い回数 ( ) 回 / 日、週、月、年
局所排気	常時 ・ 時々 ・ 非使用 ・ 設置されていない
全体換気	常時 ・ 時々 ・ 非使用 ・ 設置されていない
保護具	マスク 時々 ・ 常時 ・ 非使用
	マスクの種類 使い捨て ・ 防じん ・ 防毒
	その他 保護メガネ ・ 化学防護手袋 ・ 他 ( )
その他	

自覚症状	なし ・ あり… ( )
□ 口腔所見	<input type="checkbox"/> 歯牙酸蝕症 (診断基準) 【 正常 ・ 第1度 ・ 第2度 ・ 第3度 ・ 第4度 】
	<input type="checkbox"/> 口腔粘膜の異常 なし ・ あり
他の所見	なし ・ あり… ( )

診断区分	異常なし ・ 要観察 ・ 要医療
就業区分	常時勤務 ・ 就業制限 ・ 要休業 (歯科医師の意見として)

診療歯科医師	印
--------	---

診断区分	内容
異常なし	特に気になる所見がない
要観察	原因が特定できない気になる所見がある (酸蝕症ではE0～E4、軟組織では原因不明の口内炎など)
要医療	治療した方がよい所見がある (E3、E4。しかし要医療は希。口腔所見だけではなく、現場の状況、食生活習慣などを含めて総合的かつ慎重に判断します)

※作業に起因しない所見は対象外です

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる